

公益社団法人高島市シルバー人材センター

令和 8 年度 事業計画

日本の総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、令和 8 年 3 月 1 日時点で概算値 29.5%と推計されています。日本の人口 1 億 2,285 万人に対し 65 歳の高齢者人口は 3,622 万人と令和 5 年推計 29.1%と比べると 0.4%の上昇となっております。このことは人口 4,000 万人以上の国の中で日本が世界一の高齢化率となっております。さらに高齢化率は今後も上昇傾向が続くと見られており、様々な社会問題への対応が求められています。

今後の予測においては 2040 年には 35.3%と 3 人に 1 人が 65 才以上の高齢者の社会とされております。

滋賀県においては 65 歳以上の高齢者が 375,696 人、県の総人口は 1,396,619 人であり高齢者の比率は 26.9%と全国の平均を 2.6%下回っておりますが、滋賀県西部の高島市において高齢化率は、令和 5 年 10 月 1 日時点で 36.5%、これは 3 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者という状況です。

高島市におきましては令和 5 年の全国平均（28.7%）と比較しても、市の高齢化率は 7.5 ポイント高くなっています。令和 7 年においては 33.3%と若干高齢化率は下がりましたが、滋賀県内においては断トツに高い高齢化率となっております（県内第 1 位）。

高島市シルバー人材センターの役割は高齢化が押し寄せる高島市で元気な高齢者に、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、請負、委任での就業、シルバー労働者派遣、職業紹介などを通じて一人暮らしの高齢者の介護、企業の不足しているところ、また、現役世代を支えるなど、シルバーの就業の機会を積極的に広げることです。まだまだ掘り出されていないシルバーに合う就業機会を探索していきます。

令和 5 年 10 月に施行されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）による会員の配分金に係る消費税の発生や令和 6 年 11 月に施行されたフリーランス法による案件ごとに就業条件明示書の発行など、シルバー人材センターに対する

財政面、事務処理面での逆風を乗り越え、シルバー会員に働く意欲を削がないようシルバーの運営を続けていきます。

地域の特色なのか、女性会員の少なさが目に付くため、女性会員少ないエリアへの積極的な入会説明会を前年より開催回数を増やし、入会の勧誘、に努めます。

また、働く意欲があるのに現地まで赴くのが困難なシルバー会員の対策として、自宅から就業場所までの送迎業務を新たに新設し、就業に対するストレスを取り除き快適に就業してもらい、地域に貢献するとともに、このことによる効果として、就業のさらなる開拓につながると考えます。会員のデジタル化についてはすべての会員が同じようなレベルにするという目標に時間をかけながら、デジタルに関する講習会を開催し、デジタルリテラシー（デジタル技術にアクセスし、目的のために使う能力）を徐々に高めていきます。

【公益目的事業の実施計画】

令和8年度の実施計画

1. 就業機会等の確保・提供

○目標契約金額 17,800万円（派遣業務含む）

2. 会員の拡大

○目標会員数 450人

- ① ハローワーク高島での「お仕事説明会」の開催は従来通り進めていく。
さらにハローワーク高島の開催するイベントに積極的に参加し、知名度と会員拡大に努める。
- ② 女性会員の割合が県全体の比率から見て8%以上も少ないので、市内で極端に少ないエリアで女性会員拡大のため入会説明会を増やしていく。
- ③ 退会抑制のためのプラチナ会員制度を広報誌やシルバーだよりを利用しもっと魅力あるものにする。
- ④ シルバー人材センターの認知度向上を図るとともに会員拡大のため会員拡大キャンペーンを市内スーパーで複数回、本年も展開する。
- ⑤ 広報紙「シルバー高島」や会報紙「シルバーだより」、ホームページを

使ってシルバーの活動、市民の認知度を上げ、シルバーを身近なものにして会員拡大を図る。

- ⑥ ホームページのリニューアルに伴う WEB 入会システムの再構築を図り入会の手続きを簡略化することが会員の拡大を図ることにつながる
と考える。

1. 高齢者に対する雇用を伴わない臨時的かつ短期的又は軽易な業務に係る 就業機会の確保及び提供

(1) 受託事業

- ① 就業機会の開拓および提供

受託事業は地元地域の発注者（公共機関、民間事業所、一般家庭等）が主であり、積極的な広報活動（広報誌、チラシを市関係施設に設置など）を実施し、就業機会確保に取り組む。

- ② 高島市内で増加する空き家について、犯罪発生、災害の発生の温床になりかねないので遠方に居住されている親族に、空家の管理、周辺草刈、庭木の剪定等の作業、さらには墓地の管理なども含め、ひとまとめにしパッケージとして営業活動し、顧客、利用客を獲得する。

また、高島市健康福祉部高齢者支援課からの家事援助の依頼を積極的に受注し就業拡大につなげる。

- ③ 高島市が公募する「協働提案事業」は、シルバー人材センターの特色に合致し、高齢者に相応しい就業機会の確保となる事業に積極的に応募する。
- ④ 独自事業においては会員の持っているスキルを十分に活用できる場として事業を支える。

イ、刃物研ぎ事業

刃物とぎ事業は特に会員のスキルを必要とする事業であり、また就業機会を増やす観点から、後継者の育成が必達となるので、講習会を開催するなどマイスターの育成に努める。

ロ、特産品販売事業

道の駅「藤樹の里あどがわ」の特殊工芸部での、手芸品・木工製品の手作り品の販売強化を図る。

会員の高齢化により、出品する会員が減少しつつあるが、広く会員に呼びかけ新たな出品を募集する。

ハ、堆肥化事業

作業により発生する廃棄物（剪定枝葉）を利用し、家庭菜園用堆肥の製造を行う。また、製造した家庭菜園用たい肥の販路の拡大に努める。

（２）安全・適正就業対策

- ① 作業前後のチェックシート（就業報告書裏面に印刷）の活用により作業前の就業の取り組み方や会員の体調の確認、さらに作業後の現場確認により作業の確実な終了と体調の確認をする。就業まえの打ち合わせでは役割分担と確認、作業前の準備運動を必ず行う。傷害、賠償責任事故が起こった時には直ちに各エリアの作業班長、統括班長に事故発生エリア、事故者のプロフィール（名前は出さない）、事故の経緯、結果などをメール、FAX などで報告連絡し、作業班各員に通知し、事故の発生を抑止する。
- ② 安全パトロールによる就業現場の見分を行い、作業の安全を確立する。
- ③ 広報誌などを活用し、会員に事故発生状況の周知をすることにより会員個々の安全意識向上に努める。
- ④ 滋賀県シルバー人材センター連合会編集発行の「安全就業マニュアルⅡ」（令和８年１月改定）を会員に配布と有効に活用し事故を起こさないよう心掛ける。

（３）普及啓発事業

- ① 広報紙「シルバー高島」を年間３回発行するとともに、高島市役所関係、公民館に設置し、シルバー人材センターの活動状況や社会貢献活動の取組みを分かりやすく紹介し、認知度向上や会員の拡大、仕事受注の拡大を図る。
- ② 普及啓発推進月間（１０月）の「シルバー環境美化の日」は、ボランティア活動として定着しており、地域社会から期待される恒例活動として、積極的に取り組む。
- ③ 定例開催の入会説明会の告知を、高島市の「広報たかしま」への掲載を依頼し新規会員拡大に取り組む。

（４）就業開拓提供事業

- ① 介護、清掃の就業分野においては多くの女性会員が要望するため、介護、清掃の人員を必要とする事業所に積極的に働きかけ、就業開拓を図る
- ② 会員の「就業意向調査票」（令和５年度に実施、新入会員には入会時実施）の再度の調査を行い、会員の求めている就業内容を把握し、就業の開拓にあたる。

（５）福祉関連事業

新総合事業の利用者が減少してきたので、市と連携し、新総合事業の就業の確保を図る。年１回開催の生活支援講座に受講してもらえ会員を多く募る。また「高島市生活支援体制整備協議体」の委員であるのでシルバーに就業の可能性のある機会を探る。

２．高年齢者に対し雇用を伴う職業紹介事業又は労働者派遣事業による就業機会の確保及び提供事業

（１）職業紹介事業

滋賀県シルバー人材センター連合会が行う高齢者に対する臨時的かつ雇用による就業に係る、求人、求職、またその紹介事業のうち、対象地域が高島市内での職業紹介事業を行う。

（２）労働者派遣事業

滋賀県シルバー人材センター連合会が行う労働者派遣事業のうち、対象地域が高島市内の事業所、作業現場が高島市内であることが条件の事業を取り扱う。従来は請負として受注していたものが、指導により派遣へと転換する案件が増えてきているため、受注の際には、仕事の内容、状況をよく把握する必要がある。

高島市には事業所が少ないため、事業所からの問い合わせがある時は積極的に受注するように努め、会員の就業の拡大を図る。派遣事業はインボイス制度による配分金に係る消費税の対象にはならないので、請負事業からの派遣事業へ転換、積極的に派遣事業を受注していく。

3. 高年齢者に対する就業のための知識及び技能の付与のための講習事業

(1) 高年齢者の雇用を伴わない就業のための講習事業

高島市では増加し続ける除草作業、剪定作業に対応できなくなりつつある。夏の猛烈な酷暑により、お客様（施主）の希望に応えられなくなっている。そのため作業時期を延期したりして対処している。特に剪定作業においては専門的な要素があるので、剪定の作業を知る会員を要請する「剪定講習会」を開催する。剪定の講師は剪定作業を中心に行っている会員が行い、講習をする。

(2) 高年齢者活躍人材確保育成事業

会員のデジタル化はすべての会員が同じようなレベルにするという目標に時間をかけながら、デジタルに関する講習会を開催し、デジタルリテラシー（デジタル技術にアクセスし、目的のために使う能力）を徐々に高める。

4. その他高年齢者の就業に関し必要な事業

(1) 体験講座

総務部会（女性部会）を中心に女性会員が興味を持つ体験教室を開催する。

(2) ボランティア事業

普及啓発推進月間（10月）の「シルバー環境美化の日」は、ボランティア活動として定着しており、地域社会から期待される恒例活動として、積極的に取り組む。高島市にも実施について協力するよう働きかける。

5. 運営体制の充実を図るための取組

(1) 組織の充実強化

インボイス制度（適格請求書等保存方式）についてはシルバー人材センターの運営に大きな影響があるので、インボイス関連の情報には注視する必要がある。

フリーランス新法制定においては会員にも影響があるので、こちらも関連情報を注視し、適切な対応を図る。

新しい契約（包括契約）も視野に入れてシルバー人材センターの

運営をする。

(2) 公共団体等への事業参加

直接就業につながる活動ではないが、「セーフティーたかしま」交通安全推進協議会団体に加盟し、高島警察署、高島市都市政策課主催で開催される高齢者の交通安全講習会や運転技術向上へのイベントに積極的に参加し運転免許保有会員の交通安全の意識に寄与する。

高島市総合計画策定審議会、高島市介護保険事業計画等作成委員会など委員として参加する中でシルバーの就業の機会を探っていく。